

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
基本原則1	<p><公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築></p> <p>公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。</p>	学則に示された設置目的のもと、本学の掲げる理念と目標を踏まえ、設置自治体である静岡県が定めた中期目標の達成に向けて中期計画を策定し、計画を実現するため大学の運営体制を構築している。	<ul style="list-style-type: none"> ○学則(大学・大学院) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/regulation/ ○学則(短期大学部) https://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/disclosure/regulation/ ○理念と目標 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/concept/ ○中期目標 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-target/ ○中期計画 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-plan/
原則1-1	<p><公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定></p> <p>公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。</p>	<p>本学の理念に基づく教育、研究、地域貢献及び国際交流に関する目標を設定している。また、中期目標の達成に向けた中期計画を策定している。さらに、開学50周年を迎える2037年の本学のあるべき姿を明確にするため、現在「静岡県立大学将来構想」の検討を行っている。</p> <p>同構想の策定に当たっては、「静岡県公立大学法人将来構想委員会」を設置し、多様な関係者の意見を聴きながら策定することで社会の要請の把握に努めるとともに、構想の実現に当たっては重点目標の設定等により実現の道筋を示し、透明性の確保に努めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○理念と目標(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/concept/ ○中期目標(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-target/ ○中期計画(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-plan/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 1-2	<p><目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築></p> <p>公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するためのIR機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。</p>	<p>県の策定する中期目標及び大学の策定する中期計画の実現に向けた戦略を策定・実行するとともに、自己点検・評価を行い、目標・戦略の見直しに反映している。</p> <p>また、財務、学生の就職・資格取得、研究、地域貢献等の状況の概要を掲載したファクトブックを毎年公表して、IR機能等の充実を図る等、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めている。</p>	○中期目標(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-target/ ○中期計画(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-plan/ ○ファクトブック https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/factbook/
原則 1-3	<p><自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築></p> <p>公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。</p>	<p>財務面では、予算編成において、前年度の決算状況を踏まえつつ、要求基準の設定等により、財源の戦略的・効率的・効果的な配分に努めている。</p> <p>また、組織面では、学部、研究科、研究院、学科といった教学組織のほか、専門性の高い附置施設・センターや、横断的な活動を行う全学委員会等を設置し、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営体制を構築している。</p>	○組織図 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/outline/organization/
原則 1-4	<p><多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成></p> <p>公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていくよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。</p>	<p>教員の採用については、原則として公募を行い、教員人事委員会及び資格審査委員会において候補者の研究業績や教育能力を審査し、専門分野の教育研究を担当するにふさわしい優秀な人材の確保に努めている。また、公募時には本学では男女共同参画を推進していることを明示して、女性教員の積極的な応募を促す等、多様性を重んじた人材の確保に努めている。職員についても、採用に当たっては公募による選考を行っているほか、設置者である静岡県から職員が派遣されており、多様な人材の確保に努めている。また、人材育成計画を策定し、計画に基づき新規採用職員(総合職)研修やフォローアップ研修を実施して、中長期的な視点からの人材育成を行っている。</p>	○静岡県公立大学法人教員人事委員会規則 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei12_20230401.pdf ○静岡県公立大学法人教員採用等規則 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/13kyouinsaiyoukisoku.pdf

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 1－5	<自ら実行する不断の改革> 公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	社会経済情勢の変化などを踏まえ、中期計画等の計画や戦略については柔軟かつ迅速に見直しを行いながら、県と協議の上、不断の改革を進めて、本学の成果を社会へ積極的に発信している。	○業務実績 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/business-performance/
基本原則2	<公立大学の適正な経営の展開> 公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に發揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを發揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。 またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。	法人経営の責任者である理事長が教学の責任者である学長を兼務している。理事のうち2名は副学長を兼務しており、経営と教学のバランスを取りつつ、迅速・的確な意思決定が可能な経営体制を構築している。 また、役員会、経営審議会及び教育研究審議会における外部委員からの意見を大学運営に取り入れているほか、法定監査に加えて、県監査委員による財政的援助団体に関する監査、さらに任意の内部監査を行い、複数の実施主体により異なる視点から法人経営及び大学運営をチェックする体制を継続して、自律的な牽制機能の強化に努めている。	○教育研究審議会 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/minutes/kyouikushingikai/ ○経営審議会議事録 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/outline/keishingijiroku/
原則2－1 学長をはじめとした経営執行部の責務			
原則 2－1－1	<学長の責務> 学長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを發揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	学長は、教職員に対して、各種会議、辞令交付式や年始の訓示等において、経営及び教学運営に関する考え方を明らかにしている。学生等に対しても、入学式や学位授与式等の各種式典や本学ウェブサイト等において、自身の教育や研究に関する考え方等の情報発信に努めている。 また、大学執行部や学部長・研究科長等のほか、学外委員2名が出席する教育研究審議会、学外委員5名が出席する経営審議会(年4回程度実施)等で多様な関係者の意見を取り入れながら、大学経営を行っている。	○教育研究審議会(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/minutes/kyouikushingikai/ ○学長あいさつ https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/outline/president/ ○経営審議会議事録(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/outline/keishingijiroku/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 2-1-2	<学長を支える補佐体制の構築> 学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	副学長のほか、学長が指示する特定事項を担当する学長補佐を選任している。また、教育研究審議会や経営審議会の外部委員による学長への助言体制も整備しており、意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備している。	○役員等一覧 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/outline/official/ ○組織(学長・部局長一覧) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/outline/organization/ ○静岡県立大学学長補佐に関する規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/29gakuchouhosanikansurukitei.pdf
原則 2-1-3	<戦略的な資源配分> 学長は、原則1-2及び1-3で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。	限られた財源や人的資源を最大限活用した効果的・効率的な大学運営を図るとともに、中期計画に掲げた具体的な施策に戦略的な資源配分を行っている。 また、成果については中期計画の達成状況を法人質保証委員会で検証している。	
原則 2-1-4	<大学の経営執行部に求められる責務> 大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。	大学の経営執行部と幹部職員が出席する大学運営会議を開催しているほか、重要事項の決定に関しては理事、副学長等との協議を随時行っており、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保している。	○大学運営会議 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/minutes/daigakuunei/
原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築			
原則 2-2-1	<外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築> 公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。	法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を設置している。 経営審議会は、8名中5名が学外委員であり、教育、経済など各分野で活躍する委員からの多様な意見が反映させられるよう委員の選任を行い、審議を活性化させられるよう運営方法の工夫に努めている。	○経営審議会議事録(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/outline/keishingijiroku/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 2-2-2	<教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築> 公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。	教育・研究・地域／社会貢献に関する重要事項を審議する機関として、学長を議長に、理事、副学長、学部・研究科・附帯施設の部局長、学内委員会の委員長等を委員とする教育研究審議会を設置し、組織体制を整備している。 同審議会では学外委員として有識者2名が就任しており、外部の視点からの意見や助言を受けられるよう、運営方法の工夫に努めている。	○教育研究審議会(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/minutes/kyouikushingikai/
原則 2-2-3	<大学業務に対する適切な監査体制の構築> 公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。	法定監査以外にも、県監査委員による財政的援助団体に関する監査、任意の内部監査を行い、複数の実施主体により異なる視点で、法人経営及び大学運営をチェックし、効果的・明示的に牽制機能を果たす体制を整備している。また、監事2名が、監査業務にとどまらず、役員会等の会議への出席、関係職員へのヒアリング等を行っており、牽制機能が働いているか適切にチェックできる仕組みとなっているよう工夫に努めている。	○財務情報(監査報告書) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/financial-information/
原則2-3 学長選考機関の責務			
原則 2-3-1	<公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考> 選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像(資質・能力等)を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。	「理事長選考会議規程」及び「理事長の選考及び解任に関する規程」を公表している。選考会議は、経営審議会から選出された委員3名、教育研究審議会から選出された委員3名の計6名で構成されており、半数の3名が学外委員であるなど、透明性の確保に努めている。 また、「理事長の選考及び解任に関する規程」第3条で、理事長の資格として、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない」と明らかにしており、選考会議は、広く学内外から理事長となるにふさわしい人物を求め、主体的に選考を行っている。	○理事長選考会議規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/rizityousenkoukaiigikitei030202.pdf ○理事長の選考及び解任に関する規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei000-20231128.pdf

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 2-3-2	<学長の解任のための手続きの整備> 選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。	「理事長の選考及び解任に関する規程」において、理事長の解任事由があった場合及び経営審議会・教育研究審議会から解任の申出請求があった際の選考会議の審議手続を定め、公表している。	○理事長の選考及び解任に関する規程(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei000-20231128.pdf
原則 2-3-3	<学長の業務執行に関する評価> 選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。	学長選考会議が適正に実施できるよう、評価に関する手続き等について整備する予定である。	
原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント			
原則 2-4-1	<法定事項に関する適切な情報開示> 公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るために、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。	法人の中期計画について公表しているほか、法人の財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監査報告書をウェブサイトで閲覧できるようにしている。加えて、教育に関する公開情報、教職課程に関する公開情報を一覧にしてウェブサイトに掲載し、法令に基づく適切な情報公開を徹底している。 これらの法定事項に加え、大学運営、教育、研究、地域／社会貢献に関する様々な情報を積極的に掲載し、分かりやすく公表している。	○中期計画(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/midterm-plan/ ○財務情報(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/financial-information/ ○教育情報の公表 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/ed-information/ ○教職課程 情報公開 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/teacher-training/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 2-4-2	<p><研究活動における倫理の遵守></p> <p>公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。</p>	<p>「静岡県立大学研究倫理規程」等を定めて、教員に対する研究倫理研修、公的研究費に携わる教職員に対する研修を行っているほか、研究不正防止・利益相反マネジメント・研究データ管理に関する各種規程・委員会を整備し、研究インテグリティの確保に努め、適切な環境の整備や研修体制を構築している。また、学内の教員特別研究推進費を活用して支援を行うとともに、科学研究費補助金に係る申請書の指導等を行っており、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築している。</p>	○静岡県立大学研究倫理規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei83-20220401.pdf
原則 2-4-3	<p><大学特有のリスクに対する備え></p> <p>公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。</p>	<p>「静岡県公立大学法人業務方法書」に基づき、緊急時による業務継続計画を定めるとともに、情報センター職員が中心となり、サイバー攻撃への自動対策サービスの導入や教職員向け情報セキュリティ研修会の開催など、サイバーセキュリティの確保に向けた取組を行っている。</p> <p>また、「静岡県立大学危機管理規程」により、「静岡県立大学危機管理委員会」を設置し、本学における危機管理体制を整備している。</p>	○静岡県公立大学法人業務方法書 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/201804101935.pdf ○静岡県立大学危機管理規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei95-20200401.pdf
原則 2-4-4	<p><内部統制の仕組みの整備と運用体制></p> <p>公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。</p>	<p>大学運営に関わる業務全般を対象とする内部監査を事務局で実施し、内部統制システムをチェックし、継続的な見直しを図っている。</p>	○静岡県公立大学法人内部監査規程 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/media/kitei22-190401.pdf

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
基本原則3	<p><教育研究の発展></p> <p>公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。</p> <p>そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不斷の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。</p>	学長を議長とする教育研究審議会において、教育・研究等に関する今後の方向性を示すとともに、法人質保証委員会、教務委員会、FD委員会と連携しながら、全学的なマネジメント体制の確立及び強化に取り組んでいる。	
原則3－1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現			
原則3－1－1	<p><学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化></p> <p>公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不斷の見直しを行う。</p>	<p>すべての開講科目のシラバスに学修目標を設定している。</p> <p>3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)について、静岡県公立大学法人内部質保証規程で、策定のための全学的な方針を定めている。</p> <p>学位プログラムごとの方針は、改善課題については法人質保証委員会で審議のうえ、各学部・学科、研究科・専攻ごとに策定している。また、内容については隨時必要な見直しを行っている。</p>	○教育方針 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/policy/
原則3－1－2	<p><学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成></p> <p>公立大学は、原則3－1－1で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。</p>	<p>学部、大学院とも、教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習等を適切に組み合わせている。また、各学部でカリキュラムマップまたはカリキュラムツリーのいずれかを整備しており、各学府・研究科では、履修要項への科目表の掲載やガイダンスでの説明を行っているほか、学修者に科目の順次性、体系性をより分かりやすく示せるよう、適宜改善を行っている。</p> <p>以上のとおり、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成している。</p>	

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
原則 3-1-3	<教育成果と学修成果の把握と可視化> 公立大学は、原則3-1-2で掲げる教育課程を通じ、原則3-1-1の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。	授業評価アンケートや学生生活調査をはじめ、在学生を中心とした各調査を実施し、教育活動や学生支援の充実・改善のために活用しており、教育・学修成果の把握・可視化に努めている。	
原則3-2	教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築		
原則 3-2-1	<自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善> 公立大学は、自己点検・評価のための適切な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。 これを機能するために、教学の取組みを可視化し、改革に資するためのFD、SD及び教学IRを推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。	現在は中期計画・認証評価の評価結果に基づき、教育研究活動の継続的な改善を図っている。中期計画等に対する自己点検・評価項目を定めて、法人質保証委員会を中心とした内部質保証の実施体制に基づき自己点検・評価を実施して、教学の取組の可視化に努めている。また、FD委員会を中心とするFD活動、人材育成方針に基づく学内・学外研修を通じたSD活動を推進し、専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努めている。	
原則 3-2-2	<教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用> 公立大学は、原則3-1-3で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則2-4-1で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。	授業評価アンケートや学生生活調査等の各調査を通じて学修成果のモニタリングを行うとともに、大学運営、教育、研究、地域／社会貢献に関する様々な情報を積極的に公表している。 また、県評価委員会の評価や大学基準協会の認証評価の結果に基づき、法人質保証委員会による指摘事項に対する改善方策の検討等を行っており、教育・学修の質の改善に向けた取組に当たり外部評価を活用している。	○業務実績(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/business-performance/ ○大学認証評価 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/evaluation/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
基本原則4	<地域社会への貢献> 公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。	自治体、団体、企業等の地域社会における諸課題を、本学や他機関の主催による地域課題研究として共に取り組むことにより、課題の解消を図ることで、社会的な役割を果たしている。	○産学連携・地域貢献 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/
原則4－1 ステークホルダーとの信頼醸成			
原則4－1－1	<設置自治体との有機的な関係構築> 公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。	県の策定した中期目標に基づいて、大学が中期計画を定めて、知事の認可を受けている。さらに実績について県の評価を受けている。 また、設置自治体である静岡県とは日々意見交換を行って情報共有を図り、相互の理解と調和に基づく大学運営を進めている。	○計画と実績 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/
原則4－1－2	<産学官連携、生涯教育等を通した成果の還元による地域社会との関係構築> 公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。	文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」(平成26年度～平成30年度)を機に設置した「ふじのくに」みらい共育センター(COCセンター)において、教育・研究・社会貢献を柱に、大学の「知」を地域へ還元する様々な取り組みを行っている。また、公開講座や各種社会人向け講座など、地域住民への多様な教育機会の提供を進め、地域社会と相互の信頼関係の構築に取り組んでいる。	○産学連携・地域貢献(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/ ○社会人向け講座 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/public-lecture/
原則4－1－3	<大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築> 公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るために、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めている。	財務情報をウェブサイトで公表しているほか、ファクトブックでは財務状況について要点を整理して情報を公表しており、情報公表を通じた透明性を確保しつつ、地域から信頼される大学として存在感を高めることに努めている。	○財務情報(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporate-info/plan-achievement/financial-information/ ○ファクトブック(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/factbook/

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況	
原則4－2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学				
原則 4－2－1	<p><地域への優れた人材の輩出> 公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。</p>	<p>「企業経営者に学ぶ静岡のビジネス最前線」等、学生が地域を学び視野を広げる、「しずおか学」科目群の開講など、地域との協働により質の高い人材育成に取り組んでいる。 また、求人開拓に係る専任担当者による求人の新規開拓や企業の採用情報の収集等、キャリア教育・支援を通じて、地域に輩出する人材全体の質の向上に努めている。</p>	○全学共通科目一覧 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/class/syllabus/kyotsu/ ○キャリア支援・就職 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/career/	
原則 4－2－2	<p><地域経済・社会を支えるイノベーションの創出> 公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。</p>	<p>公募により学外から優秀な研究者を確保するとともに、地域貢献と産学官連携活動を推進する「ふじのくに発イノベーション推進機構」を設置して、地域経済・社会を支えるイノベーションの創出に取り組んでいる。</p>	○産学連携・地域貢献(再掲) https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/	
原則 4－2－3	<p><共創拠点としてのキャンパス整備> 公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則4－2－2で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。</p>	<p>学内インキュベーション施設「Kendai-Base」に加えて、学外に沼津サテライトオフィス「Kendai-com」等を開設し、多様な人材が交流する場を設け、地域との共創によるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能の充実に取り組んでいる。</p>	○サテライトオフィスについて https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/region/satelliteoffice/	

静岡県公立大学法人 公立大学ガバナンス・コードへの適合状況

令和7年11月作成

項目	公立大学ガバナンス・コード ((一社)公立大学協会)	適合状況	情報公表の状況
基本原則5	<持続可能性・多様性のある社会への対応> 大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。	SDGsの推進により社会の持続的発展のために貢献するとともに、「教職員行動規範」を定め、人権の尊重、ハラスメントの防止・排除について、教職員一人一人が不断の実践に努めている。	○教職員行動規範 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/conduct-code/
原則5－1	<持続可能な社会のための貢献> 公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	「静岡県立大学SDGs宣言」を発表して、同宣言に基づきSDGsの推進に取り組んでおり、地元高校へのSDGsに関する教育アドバイザーの派遣等、大学の資源や成果の還元を図っている。	○SDGsの取り組み https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/sdgs/
原則5－2	<ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進> 公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。	教職員の採用に当たり、公募による選考を通じて多様な人材の確保に努めているほか、教員公募時には本学では男女共同参画を推進していることを明示して、女性教員の積極的な応募を促す等、多様性を重んじ、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会の構築に取り組んでいる。 このほか、男女共同参画推進センターを設置し、男女共同参画の推進を目的として、学内への多目的保育支援施設の設置など、研究・調査や教育・啓発の充実、雇用や環境の整備などさまざまな面から、学内の男女共同参画の実現を目指して計画的な取組を進めている。	○男女共同参画センター https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/facilities/gender-equality/
原則5－3	<人権の尊重とハラスメントの防止> 公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。	「静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を策定・公表し、各種ハラスメント防止策の実施や相談窓口を開設し、組織的な取組を進めている。	○ハラスメント防止・対策 https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/harassment/